

- ★当社は、国家機関（官公庁・大学・博物館等）をはじめ、様々なお客様とお取引させて頂いている為従業員とお客様の安全・衛生の向上を最優先として下記の指示内容を遵守し業務を遂行すること。
- ★新型コロナウイルス感染症への対応は、刻々と変化する感染状況に鑑み、厚生労働省および各自治体の正式発表の指示に従うこと。
- ★新型コロナウイルス感染症に対し、「感染しない」「感染させない」「不安を軽減」に徹し、政府発表の基本方針、それ以上に慎重を期した当社の指針を提示するので実行をお願いします。

※当社従業員が、故意または過失により当社及びお客様に迷惑をかけた場合は 誓約書のとおり損害賠償の対象となりかねません。自己の健康管理に徹して下記の実行をお願いします。

## 記

## 【体調管理について】

厚生労働省の指針に基づきますが、下記の場合には出社・出勤・出張をせず、上長に連絡。まずは自宅待機すること。各自治体の新型コロナウイルス感染症の相談窓口連絡して指示に従うこと。

## ●同居者・近隣者に感染の疑いが生じた場合

## ●自らの体温が37度以上の場合、または健康を害したと判断できた場合

## ●自宅待機中37.5度以上の熱や味覚障害、倦怠感、息苦しさ、呼吸困難が生じた時はすぐに各地域の相談窓口へ電話して指示を受ける

※厚生労働省相談窓口 0120-565653 (9:00~21:00)

※追加症状：院内感染が多く発生しています。居住地域の正式な問い合わせ先に相談し、その内容を事前に上長へ報告してください。

## 【通勤・社内の対応】

- ・通勤リスクの軽減・又各自通勤ルートの見直し。(混雑時間を避けて時差出勤・時短出勤等)

- ・社内の共有部分の除菌を毎々行うこと。

(インターフォン・ドアノブ・手摺・電話機・エレベーターボタン・マウス・キーボードなど)

- ・土足厳禁の社内を維持し、社外からの靴の汚れ等を社内に持ち込まず社内の清潔を保つこと。

- ・換気扇を回す事(勤務中は窓や扉等を一部開けながらの空調設備の利用は可)。空気の密封状態を避ける。(クリーンルームに関しては、特例で換気は可・空気清浄機を稼動)

- ・次亜塩素酸水機器導入で除菌水を大量に配給可能。外出から戻った時は入念に除菌を行うこと。

(人に無害な洗浄・除菌力の効果が極めて高い微酸性電解水：除菌効果があり清掃にも利用可)

※日々常に必要な対応の共有化を行い 実施してゆきます。

## 【営業・出張先の対応】

- ・営業・各出張先のサービスにおいて、接触のリスクを極力減らす為 お客様には可能な限りテレワークの実行・デリバリーの第三者委託、のご許可を戴くこと。社内規定をお客様に説明して双方の健康・安全を第一にサービス提供の協力体制を作りあげること。

- ・咳エチケットの徹底。マスクの着用・石鹸や除菌液(消毒液を各フロアに設置)などによる手洗い・うがいを実施すること。各自のタオル・ハンカチを使用すること。

- ・出張先での従業員は、多くの物資と接触する為 その手で鼻や口に触れないように要注意。

出張先にて手に触れる公共の物(ドアノブ・エレベーターのボタンなど)は清潔さを向上する為(お客様の事前の許可のもとにアルコールお手拭き等を使用)注意して扱うこと。

会社提供の除菌セット(アルコールお手拭、のどスプレー、除菌スプレー)の使用許可を得る事。

※本指示は、今後の政府指導に準じて適宜見直し 追加指示する予定。そして第三者や従業員から更に合理的・効率的な意見や提案を参考にしてゆきます。全従業員のご協力に感謝します。